

令和6年度11月補正予算 (その3)

主な事業概要

商工観光労働部

事業名	補正予算額 (補正前の額)	説明
<p>【商工政策課】</p> <p>中小企業支援事業 普及費</p>	<p>224,769</p> <p>(-)</p> <p>国 224,769</p>	<p>1 特別高圧電力料金負担軽減支援事業 224,769</p> <p>国の総合経済対策において激変緩和措置の対象となっていない特別高圧電力を利用する県内の中小企業等を支援し、エネルギー価格高騰に伴う負担の軽減を図る。</p> <p>0 → 224,769</p> <p>国補正予算を活用した価格高騰対策の実施による増額</p>

特別高圧電力料金負担軽減支援事業

補正予算額：2.25億円

(商工観光労働部関係分 令和6年度11月補正予算(その3))

目的

国の総合経済対策において激変緩和措置の対象となっていない特別高圧電力を利用する県内の中小企業等を支援し、エネルギー価格高騰に伴う負担の軽減を図る。

概要

対象事業者からの申請に基づき、対象期間内に使用された電力量に応じ、支援金を給付する。

●対象事業者：特別高圧電力を受電している県内の中小企業等

※大量の電力を使用する大規模な工場等（＝直接受電事業者）

特別高圧電力を一括受電している商業施設等に入居するテナント（中小企業）を含む（＝間接受電事業者）

●対象期間：令和6年8月分～10月分 + 令和7年1月分～3月分

- 支援単価
- | | | |
|-----------|---|--------------|
| ：8月・9月 | … | 1 kWhあたり2.0円 |
| 10月・1月・2月 | … | 1 kWhあたり1.3円 |
| 3月 | … | 1 kWhあたり0.7円 |

対象期間・支援単価は
国の激変緩和措置
(高圧電力)と同じ

(参考) 今後のスケジュール (予定) ※対象事業者に対しては令和7年3月上旬頃から周知予定

対象期間	申請受付期間	給付時期
R 6. 8～10月使用分	R 7. 4月上旬～5月中旬	R 7. 4月下旬～6月上旬頃
R 7. 1～3月使用分		